

砥部町農林業振興協議会規程

平成17年1月1日
砥部町告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、国の定める農林業振興に関する法令及び県の方針に基づき、砥部町における農林業振興促進に関する諸問題について調査研究を行い、農林家等の育成健全化と砥部町農林業振興の推進を図るため、砥部町農林業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 砥部町農林業振興の基本方針に関すること。
- (2) その他農林業振興の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 砥部町長及び農林課関係職員
- (2) 砥部町議会議長及び産業建設常任委員長
- (3) 砥部町農業委員会長及び事務局職員
- (4) えひめ中央農業協同組合東部営農支援センター長
- (5) えひめ中央農業協同組合南部営農支援センター長
- (6) えひめ中央農業協同組合砥部・宮内・麻生各支部長
- (7) 伊予郡砥部町土地改良区理事長
- (8) 砥部町森林組合長
- (9) 愛媛県中予地方局産業振興課伊予農業指導班長及び砥部担当職員
- (10) その他砥部町農林業振興協議会長(以下「協議会長」という。)が必要と認めた者(協議会長)

第4条 協議会長は、砥部町長とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときにこれを招集する。

(参考人)

第6条 協議会は、協議事項について必要がある場合には、協議会長が指名した者を協議会に出席させ、説明又は参考意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、砥部町農林課に置き、協議会の運営等に関する事務を行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成20年12月15日告示第121号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月14日砥部町告示第60号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年4月7日砥部町告示第68号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月30日砥部町告示第48号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。